

安芸市教育委員会 学習用タブレット型パソコン利用規程

1. 目的

本規程は、学習用タブレット型パソコン(以下、タブレット)の利用に伴う、情報の漏えい・改ざん・破壊・紛失を防止し、学習ツールとして有機的に活用することを目的に定めるものである。

2. 所有者及び管理責任者

本タブレットの所有は、安芸市教育委員会(以下、教育委員会)とする。
管理責任者は、学校長とする。

3. 対象者

- (1) 安芸市立小学校及び中学校に在籍する児童生徒でタブレットを利用する全ての者。
- (2) 教育委員会及び安芸市立小学校及び中学校に勤務する教職員。

4. 対象機器

令和2年度以降に導入したタブレット。

5. タブレットのセキュリティ対策

(1) 使用するタブレット

① 教育委員会より教職員及び児童生徒一人につき一台タブレットを貸与する。貸与したタブレット型パソコンを学習用タブレットとして校内、校外で使用する。貸与したタブレットは共用しないこと。また、個人所有のタブレット型パソコン及びスマートデバイスは使用しないこと。

ただし、特別な事情があり、教育委員会が使用を認めた場合は、個人所有のパソコン等の機器の使用を認める。学習活動において個人所有の端末機器を使用する場合にあっても、本規程に準じて使用すること。

② 管理責任者は、定期的にタブレット端末を確認し、必要なアップデートや不要なデータ等の削除を行うこと。

(2) タブレットの他者への利用制限

① タブレットのアカウント・パスワードは、学校長を通じて児童生徒に付与する（保護

者には教育委員会より学校を通じて書面でお知らせする)。

② 付与された児童生徒のタブレットのアカウント・パスワードは担任等の教員が管理すること。

③ 他人のアカウントでタブレットを使用しないこと。また、アカウントやパスワードは他人に知られないよう適切に管理し、他人に自分のアカウントやパスワードを教えたり、使用させないこと。

アカウントやパスワードの漏洩を防ぐために、アカウントやパスワードはタブレットの画面や机上等に掲示しないこと。

④ タブレットは常にロック機能(パスコードなど)を有効にし、他者が無断でタブレットを利用できないようにすること。ロック機能は教育委員会が定めた通りに使用し、ロック解除方法は他者に漏れないようにすること。

⑤ 自分のアカウントやパスワードが漏洩したり、他者に知られてしまった場合は、速やかにアカウントやパスワードを変更すること。児童生徒の場合は、教員に報告した上で、変更すること。

(3) クラウドの利用

① クラウドサービスは、教育委員会が許可したクラウドサービスを利用すること。

② 付与された児童生徒のクラウドサービスのアカウント・パスワードは担任等の教員が管理すること。また、利用の主な目的は、学習プロセスの記録と学習成果物の保存であるので、クラウド内は整理して運用すること。

③ 他人のアカウントやパスワードでクラウドサービスを利用しないこと。また、アカウント・パスワードは、他人に知られないよう適切に管理し、他人に自分のアカウントやパスワードを教えたり、使用させないこと。

アカウントやパスワードの漏洩を防ぐために、アカウントやパスワードはタブレットの画面や机上等に掲示しないこと。

④ クラウドサービスで使用するアカウントやパスワードが漏洩したり、他者に知られてしまった場合は、速やかにアカウントやパスワードを変更すること。児童生徒の場合は、教員に報告した上で、変更すること。

(4) インターネットの接続

① 児童生徒が家庭でタブレットを使用する場合において、家庭内に安全な Wi-Fi 環境があれば、パスワードを適切に設定しこれを利用すること。

② 駅構内やコンビニエンスストア等にあるフリーWi-Fiなどは、アカウントの乗っ取りの危険があるので接続しないこと。

③ タブレットにはフィルタリングアプリケーションを導入しているため、有害なサイトにはアクセスできないようになっているが、トラブルを防止するために次の接続先へのアクセスは禁止する。

(ア) 有料データベース

(イ) オンラインショッピング

(ウ) アダルトサイト

(エ) その他、学習する上でふさわしくないとされる接続先

(5) ファイルのダウンロード

① インターネット上のファイルにはウイルスソフト等の危険なものもあるため、ファイルをダウンロードする際は、安全なファイルであることを必ず確認すること。

② ウイルスソフト等、有害なファイルをダウンロードしてしまった場合は、以下を参考に直ちにタブレットの使用を停止し、教育委員会に報告すること。

ウイルスソフトをダウンロードしてしまった場合、他のタブレットやパソコンに感染する恐れがあるため、状況に応じてすべてのタブレットとパソコンの使用を停止する等の対応をすること。

ア) 教職員が有害なファイルをダウンロードしてしまった場合は、直ちにタブレットの使用を停止し、管理責任者に報告の上、教育委員会に報告すること。

イ) 児童生徒が有害なファイルをダウンロードしてしまった場合は、直ちにタブレットの使用を停止し、最寄りの教職員に報告すること。報告を受けた教職員はタブレットの使用停止を確認の上、管理責任者に報告の上、教育委員会に報告すること。

ウ) 家庭において、児童生徒が有害なファイルをダウンロードしてしまった場合は、直ちにタブレットの使用を停止し、保護者から学校へ直ちに連絡し、学校を通じて教育委員会に報告すること。

(6) 不審な通知が届いたりした場合には、以下を参考に、状況に応じて教育委員会に報告すること。

① 教職員に不審な通知が届いた場合は、通知内容を確認し、状況に応じて管理責任者及び教育委員会に報告すること。

② 児童生徒に不審な通知が届いた場合は、直ちにタブレットの使用を停止し、最寄りの

教職員に報告すること。報告を受けた教職員は通知内容を確認し、状況に応じて管理責任者及び教育委員会に報告すること。

③ 家庭において、児童生徒に不審な通知が届いた場合は、直ちにタブレットの使用を停止し、保護者から学校へ直ちに連絡し、連絡を受けた教職員は通知内容を確認し、状況に応じて管理責任者及び教育委員会に報告すること。

(7) タブレットにインストールするソフトウェア

- ① タブレットには、教育委員会が定めるアプリケーションのみインストールすること。
- ② 児童生徒は教員の指示なくアプリケーションをインストールおよびアンインストールしないこと。

6 個人情報保護

(1) 個人情報の漏洩を防ぐために、自分や他者の以下の情報をインターネットやクラウドサービス上に公開しないこと。また、タブレット本体にも保存しないこと。

● 個人を特定できる情報

- ① 名前
- ② 住所
- ③ 電話番号
- ④ メールアドレス
- ⑤ アカウント・パスワード
- ⑥ 顔写真

7 機器の取り扱いについて

(1) 児童生徒がタブレットを使用する場合は、授業中及び家庭学習やその他教員の指示があるときに使用すること。また、故障を防ぐために以下の点に留意し、大切に取り扱い、使用すること。

- ・ 児童生徒は教員の指示なく屋外では使用しない。
- ・ タブレットの画面に触れるときは、指とタッチペンを使う。
- ・ 手に持ったまま走らない。
- ・ タブレットの上に物を置かない。
- ・ 床や地面に直接置かない。

- ・ 水に濡らしたり、湿気の多い場所で使用しない。
- ・ 日光の下に長時間放置したり、ストーブ等の暖房器具の近くで使用する等、高温となる環境下で使用しない。
- ・ 磁石等、磁気を帯びたものの近くで使わない。
- ・ 使用中は飲食をしない。
- ・ 児童生徒が家庭へタブレットを持ち帰る際は、落下による故障を防ぐため、登下校中は、タブレットは鞆から出さない。
- ・ 児童生徒は教員の指示なくタブレットの設定を変更しないこと。
- ・ タブレットのソフトウェアやハードウェアの改造を行わないこと。

(2) 保管・管理

① 保管方法

ア) 教職員

職員室または各教室の充電キャビネットで保管すること。原則、自宅には持ち帰らないこと。

イ) 児童生徒

各教室の充電キャビネットで保管すること。家庭へ持ち帰った際は、高温や湿気を避けて、勉強机の上などで保管すること。

② 機器の管理

タブレットの管理は管理責任者が行うものとする。適正な管理を行う上で以下のことに留意すること。

ア) 本体に備品シールと端末番号シールが添付されているが、これを剥がしたり、これ以外にシールを貼ったり、文字を書いたりしないこと。

ただし、管理責任者が端末を管理するためにシールを貼ることは認める。

イ) 本体以外に AC アダプタ、充電ケーブルを貸与するので、紛失しないよう管理すること。

③ タブレットを返却する際には、本体に保存されたデータを削除し、上記付属機器とともに返却すること。

(3) 児童生徒の授業以外での使用

① 学校の管理下(休み時間、放課後等)

教員から使用許可があった場合に前項の留意事項に気を付けて使用すること。

② 学校の管理下外(家庭学習等)

学習を目的としない使用は一切禁止する。家庭で使用する際は、前項の留意事項に気を付けて使用すること。

8 情報モラル

- (1) テレビ会議やホームページ等、インターネット上に情報を発信する場合は、世界中に伝送・拡散される可能性があることを常に意識し、他人を誹謗中傷したり、他人に不快感を与えたりするような発言をしないこと。

また、発信する内容は、自らが責任を持てる正確な内容に限ること。

- (3) 写真や画像(イラスト等も含む)、文献を無断で使用し、他人の著作権を侵害するような行為をしないこと。

教育のために使用する場合であっても、著作権に抵触する場合もあるため、以下を参考にインターネット上の著作物を使用する場合は、気を付けて使用すること。

●著作権侵害となる行為

- ① 学習用ソフトウェアなどを児童、生徒が使用する複数のパソコンにコピーする場合。
- ② 児童生徒一人一人が購入することを前提としているワークブックやドリル教材などをコピーして配付する場合。
- ③ 授業に直接関係のない者に対しても配付するために複製する場合。
- ④ 市販の商品と同様な形態で製本するなど、授業の過程を離れても使用可能なように複製する場合。

9. 故障、紛失

- (1) 故障・紛失があった場合は、以下を参考に、直ちに教育委員会に報告すること。

また、連絡・報告の際にタブレットの端末番号(タブレットの天板部分に貼られている白いシールに記載されている番号)を連絡・報告すること。

- ① 学校の管理下における教育時間中に故障・紛失があった場合は、直ちに管理責任者に報告の上、教育委員会に報告すること。
- ② 家庭での持ち帰り学習等、学校の管理下外で故障・紛失があった場合は、保護者から学校へ直ちに連絡し、連絡を受けた教職員は、管理責任者に報告の上、教育委員会に報告すること。

(2) 故障・紛失機の代替機の調達については教育委員会の指示に従うこと。無断で予備機を使用したり、個人所有のタブレット等を代替機として使用しないこと。

(3) 故障機の返却

報告後、以下の点に留意し、速やかに教育委員会に故障機を返却すること。

① 家庭で故障した場合は、学校が家庭から回収し、教育委員会に返却すること。

② 故障時の状態をなるべく維持した状態で返却すること。

(4) 対象者が児童生徒の場合は、前項までに規定する内容を守らずタブレットや付属機器を使用し、故障・紛失させた場合や、故意に故障・紛失させた場合は、対象者の保護者が修理費用及び代替機器の取得費用を全額負担するものとする。

附則

この利用規程は、令和３年９月１５日から施行する。

附則

この利用規程は、令和３年１０月１１日から施行する。